



元土第824号
令和2年2月12日

各建設関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

建設業許可に係る変更届等の適切な手続きの徹底について

日頃より本県の土木行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、先般、営業所の専任技術者の交替に係る届出やそれに伴う業種の一部廃業についての届出が大幅に遅延していたことから、監督処分に至った事案が立て続けに発生しました。これらの届出は、いずれも建設業許可における許可要件に係るものであり、変更が生じた際に法定の期限内に届出を行うことは建設業許可制度の根幹をなすものです。

このため、今後、このような事案が発生しないよう、「建設業許可取得後の適切な届出について」(別添)を作成しましたので、貴団体会員に配布いただき、建設業の変更届の提出について時期を逸することのなきよう、周知徹底いただきますようお願いいたします。

【参考】

愛媛県ホームページ「変更等の届出事項と提出書類」を参照ください。

〔 ホーム>県政情報>電子行政サービス>申請書等電子配布サービス>申請書等電子配布サービス
>組織別一覧>土木部>建設業許可申請関係>変更等の届出事項と提出書類 〕

<https://www.pref.ehime.jp/sinsei/data/doboku/070/070005/documents/070005-08.pdf>

建設業許可取得後の適切な届出について

建設業許可取得後に、以下の事項について変更等があった場合には、期限内に必要な届出を行ってください。

届出事項	主な事由	提出期限
1 経營業務の管理責任者	(変更・追加・削除) ・婚姻等により改姓や氏名の変更をしたとき ・役員に変更があったとき ・役員の勤務状況に変更(常勤でなくなった)があったとき 等	事実の発生したときから 14日以内
2 専任技術者	(変更・追加・削除) ・婚姻等により改姓や氏名の変更をしたとき ・建設業法上の営業所の新設・廃止や人事異動などにより、専任技術者を変更したとき ・専任技術者が退職したとき ・技術者の勤務状況に変更(常勤でなくなった)があったとき 等	
3 欠格要件に該当したとき	・役員等(一定以上の株を保有する株主等を含む)が建設業法等の規定に違反して罰金刑に、又はそれ以外の罪で禁固刑以上の刑に処せられたとき 等	
4 令第3条に規定する使用人	・建設業法上の従たる営業所を新設したとき ・建設業法上の従たる営業所の代表者を変更したとき ・婚姻等により改姓や氏名の変更をしたとき 等	
5 商号又は名称	・商号や名称・屋号を変更したとき	事実の発生したときから 30日以内
6 営業所の名称・所在地	・建設業法上の従たる営業所の名称を変更したとき ・移転、転居(個人事業主)したとき	
7 営業所 (建設業法上の従たる事業所)	・営業所を新設したとき	
8 営業所	・営業所を廃止したとき	
9 営業所	・営業所で新たな業種を始めようとするとき	
10 営業所	・技術者の変更等により要件を満たさなくなったとき	
11 資本金額	・資本金額に変更があったとき	
12 役員等	・新たな役員が就任したとき ・婚姻等により改姓や氏名を変更したとき ・役員を退任したとき 等	
13 個人業者又は支配人の氏名	・婚姻等により改姓や氏名を変更したとき 等	
14 支配人	・個人事業主で支配人が就任したときや離任があったとき 等 ※支配人: 営業主に代わって、営業に関する一切の行為をなす権限を有するもの	
15 廃業(全部)	・経營業務の管理責任者や専任技術者が不在となるなどにより、許可要件を満たさなくなったとき ・許可を受けた建設業を廃止したとき	事実の発生したときから 30日以内
16 廃業(一部)	・個人事業主が死亡したとき ・法人が合併により消滅したとき 等	
17 国家資格者等・監理技術者	(変更・追加・削除) ・技術者(専任技術者を除く)を新たに雇用したとき ・新たな資格を取得したとき ・技術者が退職したとき 等	毎事業年度 経過後 4ヵ月以内
18 決算変更届	・毎事業年度(決算期)を経過したとき	

※提出期限内に届出がなされない場合には、監督処分の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

※届出手続の詳細は、裏面「変更等の届出事項と提出書類」をご確認ください。

※愛媛県に入札参加資格申請をしている場合は、別に入札参加資格申請の変更届出書も提出してください。
(詳細は愛媛県庁ホームページの「入札参加資格(指名願い)に関するお知らせ」のページを参照)

<変更等の届出事項と提出書類>

【参考】

○: 必要な書類

▲: 場合によって必要な書類

届出事由		様式第2号の2	様式第2号の3	様式第2号の4	様式第1号別紙一	様式第1号別紙四	様式第2号	様式第3号	様式第4号	様式第6号	身分証明書等 ※2	様式第7号	別紙	様式第8号	資格証明書等	様式第9号	様式第10号	様式第11号	様式第11号の2	様式第12号	様式第13号	様式第14号	財務諸表	定款	登記事項証明書	様式第20号	納税証明書	提出期限	
1	経営業務の管理責任者 ※3	変更・追加	○		○					▲	▲	○	○												▲			事実の発生 したときから 14日以内	
		削除	○	○	▲																				▲				
2	専任技術者 ※3	変更・追加	○			○								○	▲	▲	▲												
		削除	○	○		○																							
3	欠格要件に該当したとき		○																										
4	令第3条に規定する使用人 ※3 ※4	○								○	○							○			○								
5	商号又は名称 ※5	○																							○	○			
6	営業所の名称・所在地	○																							○				
7	営業所の新設 ※6	○			▲					▲	▲			▲	▲	▲	▲	▲			▲				○				
8	営業所の廃止	○	▲																○										
9	営業所の業種追加	○			▲									▲	▲	▲	▲												
10	営業所の業種廃止	○	▲																										
11	資本金額	○			▲					▲									▲		○				○	○			
12	役員等 ※3	就任	○		○					○	▲	▲	▲							○						○	○		事実の発生 したときから 30日以内
		改姓等	○			○						▲	▲													○			
		離任	○			○						▲	▲													○			
13	個人業者又は支配人の氏名 ※3	個人事業主	○		○						▲	▲									○					○			
		支配人	○			▲						▲	▲									○				○			
14	支配人	就任	○							○	○	▲	▲								○					○			
		離任	○									▲	▲									○				○			
15	廃業(全部)			○																									
16	廃業(一部)	▲	▲	○										▲															
17	国家資格者等・監理技術者 ※10 ※11	変更・追加・削除													▲	▲	▲		○										毎事業年度 経過後 4カ月以内
18	毎事業年度(決算期)を経過したとき ※11							○	○	▲											○	▲			○				

※1 営業所に係る変更がない場合は(第二面)は提出不要。

※2 登記されていないことの証明書を含む。

※3 改姓・改名の場合は、戸籍抄本又は住民票の写し[個人番号(マイナンバー)の記載のないもの]を添付。

※4 既に令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があったとき等は18として様式第11号を提出すること。

※5 個人営業を廃止して法人を設立する場合はこの変更には含まれない。(その場合は、新しく新設した法人の「新規」の許可申請となる。)

※6 このほか、営業所の代表者及び専任技術者に関する届出が必要。

※7 当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については提出不要。

※8 廃業した業種以外に専任技術者として担当する業種がない場合に添付。

※9 一部廃業した業種以外に、まだ専任技術者として担当する業種がある場合に添付。

※10 国家資格者等・監理技術者一覧表は必要な場合(技術者が退職し、他の会社に就職する場合等)には、変更が生じた時点でその都度速やかに届出を提出すること。

※11 決算変更届表紙(別紙8)により提出